

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
〔第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者)) 及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者)) 共通関係〕 (省略)	〔第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者)) 及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者)) 共通関係〕 (同左)
〔第 11 条の 2 ((相続税の課税価格)) 関係〕 (省略)	〔第 11 条の 2 ((相続税の課税価格)) 関係〕 (同左)
〔第 13 条 ((債務控除)) 関係〕 (省略)	〔第 13 条 ((債務控除)) 関係〕 (同左)
〔第 19 条の 2 ((配偶者に対する相続税額の軽減)) 関係〕 (省略)	〔第 19 条の 2 ((配偶者に対する相続税額の軽減)) 関係〕 (同左)
〔第 19 条の 4 ((障害者控除)) 関係〕 (省略)	〔第 19 条の 4 ((障害者控除)) 関係〕 (同左)
〔第 21 条の 4 ((<u>特定障害者</u> に対する贈与税の非課税)) 関係〕 21 の 4 - 1 (省略)	〔第 21 条の 4 ((<u>特別障害者</u> に対する贈与税の非課税)) 関係〕 21 の 4 - 1 (同左)
<u>21 の 4 - 2 一般障害者から特別障害者となった場合等</u>	(新設)
〔第 21 条の 9 ((相続時精算課税の選択)) 関係〕 (省略)	〔第 21 条の 9 ((相続時精算課税の選択)) 関係〕 (同左)
〔第 21 条の 15 ((相続時精算課税に係る相続税額)) 関係〕 (省略)	〔第 21 条の 15 ((相続時精算課税に係る相続税額)) 関係〕 (同左)
〔第 27 条 ((相続税の申告書)) 関係〕 (省略)	〔第 27 条 ((相続税の申告書)) 関係〕 (同左)
〔第 30 条 ((期限後申告の特則)) 関係〕 (省略)	〔第 30 条 ((期限後申告の特則)) 関係〕 (同左)
〔第 32 条 ((更正の請求の特則)) 関係〕 (省略)	〔第 32 条 ((更正の請求の特則)) 関係〕 (同左)
〔第 35 条 ((更正及び決定の特則)) 関係〕 (省略)	〔第 35 条 ((更正及び決定の特則)) 関係〕 (同左)
〔第 42 条 ((物納手続)) 関係〕 (省略)	〔第 42 条 ((物納手続)) 関係〕 (同左)

改 正 後	改 正 前
〔第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者)) 及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者)) 共通関係〕 (納税義務の範囲) 1 の 3 ・ 1 の 4 共－ 3 法第 1 条の 3 各号又は第 1 条の 4 各号に掲げる者の相続税又は贈与税の納税義務の範囲は、それぞれ次のとおりであるから留意する。 (1) ・ (2) (省略) (3) 特定納税義務者 (法第 1 条の 3 第 4 号に掲げる個人をいう。以下同じ。) 被相続人が法第 21 条の 9 第 5 項に規定する特定贈与者 (以下「特定贈与者」という。) であるときの当該被相続人からの贈与により取得した財産で同条第 3 項の規定 (以下「相続時精算課税」という。) の適用を受けるものに対して相続税の納税義務を負う。 (日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合) 1 の 3 ・ 1 の 4 共－ 7 法第 1 条の 3 第 2 号イ又は第 1 条の 4 第 2 号イに規定する「日本国籍を有する個人」には、日本国籍と外国国籍とを併有する重国籍者も含まれるのであるから留意する。 〔第 11 条の 2 ((相続税の課税価格)) 関係〕 (裁判確定前の相続分) 11 の 2 － 4 相続税の申告書を提出する時又は課税価格及び相続税額を更正し、若しくは決定する時において、まだ法第 32 条第 1 項第 2 号、同項第 3 号、法施行令第 8 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由が未確定の場合には、当該事由がないものとした場合における各相続人の相続分を基礎として課税価格を計算することに取り扱うものとする。 〔第 13 条 ((債務控除)) 関係〕 (源泉所得税、消費税等の控除)	〔第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者)) 及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者)) 共通関係〕 (納税義務の範囲) 1 の 3 ・ 1 の 4 共－ 3 法第 1 条の 3 各号又は第 1 条の 4 各号に掲げる者の相続税又は贈与税の納税義務の範囲は、それぞれ次のとおりであるから留意する。 (1) ・ (2) (同左) (3) 特定納税義務者 (法第 1 条の 3 第 4 号に掲げる個人をいう。以下同じ。) 被相続人が法第 21 条の 9 第 5 項に規定する特定贈与者 (以下「特定贈与者」という。) であるときの当該被相続人からの贈与により取得した財産で同条第 3 項の規定 (以下「相続時精算課税」という。) の適用を受けるものに対して相続税の納税義務を負う。 <u>(注) 特定納税義務者とは、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった者のうち、法第 21 条の 16 第 1 項の規定により相続時精算課税の適用を受ける財産を当該被相続人から相続又は遺贈により取得したものとみなされるものをいう。</u> (日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合) 1 の 3 ・ 1 の 4 共－ 7 法第 1 条の 3 第 2 号又は第 1 条の 4 第 2 号に規定する「日本国籍を有する個人」には、日本国籍と外国国籍とを併有する重国籍者も含まれるのであるから留意する。 〔第 11 条の 2 ((相続税の課税価格)) 関係〕 (裁判確定前の相続分) 11 の 2 － 4 相続税の申告書を提出する時又は課税価格及び相続税額を更正し、若しくは決定する時において、まだ法第 32 条第 2 号、同条第 3 号、法施行令第 8 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由が未確定の場合には、当該事由がないものとした場合における各相続人の相続分を基礎として課税価格を計算することに取り扱うものとする。 〔第 13 条 ((債務控除)) 関係〕 (源泉所得税、消費税等の控除)

改 正 後	改 正 前
13－8 営業所又は事業所において所得税法第4編(<u>源泉徴収</u>)の規定により源泉徴収した所得税 <u>(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)第4章((復興特別所得税))第4節((源泉徴収))の規定により源泉徴収した復興特別所得税を含む。)</u>で相続開始の際に未納であったもの並びに当該営業所又は事業所において生じた消費税、揮発油税及び地方揮発油税、酒税等で相続開始の際に未納であったものは、法第13条第2項第5号に掲げる債務に該当するものとして取り扱うものとする。 〔第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係〕 (申立ての時に訴えの提起がされたものとみなされるとき) 19の2－10 法施行令第4条の2第1項第1号に規定する「これらの申立ての時に訴えの提起がされたものとみなされるとき」とは、次に掲げる場合をいうのであるから留意する。 (1) (省略) (2) <u>家事事件手続法(平成23年法律第52号)第286条第6項((異議の申立て等))の規定により、調停の当事者が調停の申立ての時に、その訴えを提起したものとみなされる場合</u> (3) (省略) (判決の確定の日) 19の2－11 法施行令第4条の2第1項第1号に規定する「判決の確定の日」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいうのであるから留意する。 (1)～(3) (省略) (4) <u>上告審の判決</u>のように上訴が許されない場合 その判決の言渡しがあつた日 (訴えの取下げの日) 19の2－12 法施行令第4条の2第1項第1号に規定する「訴えの取下げの日」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいうのであるから留意する。 (1) (省略) (2) 民事訴訟法第263条((訴えの取下げの擬制))、民事調停法第20条第2項((受訴裁判所の調停))又は<u>家事事件手続法第276条第1項((訴えの取下げの擬制等))</u>の規定により	13－8 営業所又は事業所において所得税法第4編の規定により源泉徴収した所得税で相続開始の際に未納であったもの並びに当該営業所又は事業所において生じた消費税、揮発油税及び地方揮発油税、酒税等で相続開始の際に未納であったものは、法第13条第2項第5号に掲げる債務に該当するものとして取り扱うものとする。 〔第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係〕 (申立ての時に訴えの提起がされたものとみなされるとき) 19の2－10 法施行令第4条の2第1項第1号に規定する「これらの申立ての時に訴えの提起がされたものとみなされるとき」とは、次に掲げる場合をいうのであるから留意する。 (1) (同左) (2) <u>家事審判法(昭和22年法律第152号)第26条第2項((調停の不成立の場合の処置))</u>の規定により、調停の当事者が調停の申立ての時に、その訴えを提起したものとみなされる場合 (3) (同左) (判決の確定の日) 19の2－11 法施行令第4条の2第1項第1号に規定する「判決の確定の日」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいうのであるから留意する。 (1)～(3) (同左) (4) <u>上告判決、除権判決</u>のように上訴が許されない場合 その判決の言渡しがあつた日 (訴えの取下げの日) 19の2－12 法施行令第4条の2第1項第1号に規定する「訴えの取下げの日」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいうのであるから留意する。 (1) (同左) (2) 民事訴訟法第263条((訴えの取下げの擬制))、民事調停法第20条第2項((受訴裁判所の調停))又は<u>家事審判法第19条第2項((受訴裁判所の職権による調停))</u>の規定によ

改 正 後	改 正 前
訴えの取下げがあったものとみなされた場合 その訴えの取下げがあったものとみなされた日 (3) (省略) (これらの申立てに係る事件の終了の日) 19の2-14 法施行令第4条の2第1項第2号に規定する「その他これらの申立てに係る事件の終了の日」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいうのであるから留意する。 (1) <u>家事事件手続法第91条第2項((抗告裁判所による裁判))</u>に規定する審判に代わる裁判があつた場合 その裁判の確定の日 (2)～(5) (省略) 〔第19条の4((障害者控除))関係〕 (一般障害者の範囲) 19の4-1 法施行令第4条の4第4項に規定する「一般障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。 (1) 児童相談所、知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項((更生援護の実施者))に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下19の4-2までにおいて同じ。)、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項((精神保健福祉センター))に規定する精神保健福祉センターをいう。以下次項において同じ。)若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者のうち重度の知的障害者とされた者以外の者 (2)～(6) (省略) (障害者として取り扱うことができる者) 19の4-3 相続開始の時において、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者、身体障害者手帳の交付を受けていない者又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、19の4-1の(2)、(3)若しくは(4)に掲げる一般障害者又は19の4-2の(2)、(3)若しくは(4)に掲げる特別障	り訴えの取下げがあったものとみなされた場合 その訴えの取下げがあったものとみなされた日 (3) (同左) (これらの申立てに係る事件の終了の日) 19の2-14 法施行令第4条の2第1項第2号に規定する「その他これらの申立てに係る事件の終了の日」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいうのであるから留意する。 (1) <u>家事審判規則(昭和22年最高裁判所規則第15号)第19条第2項((高等裁判所による審判の取消差戻・取消自判))</u>に規定する審判に代わる裁判があつた場合 その裁判の確定の日 (2)～(5) (同左) 〔第19条の4((障害者控除))関係〕 (一般障害者の範囲) 19の4-1 法施行令第4条の4第4項に規定する「一般障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。 (1) 児童相談所、知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第5項((更生援護の実施者))に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下19の4-2までにおいて同じ。)、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項((精神保健福祉センター))に規定する精神保健福祉センターをいう。以下次項において同じ。)若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者のうち重度の知的障害者とされた者以外の者 (2)～(6) (同左) (障害者として取り扱うことができる者) 19の4-3 相続開始の時において、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者、身体障害者手帳の交付を受けていない者又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、19の4-1の(2)、(3)若しくは(4)に掲げる一般障害者又は19の4-2の(2)、(3)若しくは(4)に掲げる特別障

改 正 後	改 正 前
害者に該当するものとして取り扱うものとする。 (1) (省略) (2) 交付を受けているこれらの手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第23条第1項第1号((精神障害者保健福祉手帳))に規定する医師の診断書若しくは同項第2号に規定する精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類又は身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項若しくは戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)第1条第4号((手帳の交付の請求))に規定する医師の診断書により、相続開始の時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載される程度の障害があると認められる者であること。 〔第21条の4((<u>特定障害者</u>)に対する贈与税の非課税))関係〕 (非課税限度額) 21の4-1 法第21条の4第1項の規定により非課税とされる価額は、同項の規定の適用を受ける同項に規定する特別障害者1人について6,000万円<u>(特別障害者以外の同項に規定する特定障害者(以下21の4-2において「一般障害者」という。)の場合には特定障害者1人について3,000万円)</u>を限度とすることに留意する。 <u>(一般障害者から特別障害者となった場合等)</u> 21の4-2 <u>一般障害者が法第21条の4第1項に規定する信託受益権を取得し、同項の規定の適用を受けた後に、特別障害者に該当することとなった場合において、新たに同項に規定する信託受益権を取得したときに同項の規定の適用を受けることができる金額は6,000万円から既に同項の規定の適用を受けた金額を控除した残額となることに留意する。</u> <u>また、特別障害者が3,000万円を超える金額の同項に規定する信託受益権を取得し、同項の規定の適用を受けた後に、一般障害者に該当することとなった場合において、新たに同項に規定する信託受益権を取得したときには同項の規定の適用を受けることができる金額はないが、既に同項の規定の適用を受けていた額について遡及して同項の規定の適用を受けることができないこととはならないことに留意する。</u>	害者に該当するものとして取り扱うものとする。 (1) (同左) (2) 交付を受けているこれらの手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第23条第1項第1号((精神障害者保健福祉手帳))に規定する医師の診断書若しくは同項第2号に規定する精神障害を支給事由とする<u>年金たる</u>給付を現に受けていることを証する書類又は身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項若しくは戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)第1条第4号((手帳の交付の請求))に規定する医師の診断書により、相続開始の時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載される程度の障害があると認められる者であること。 〔第21条の4((<u>特別障害者</u>)に対する贈与税の非課税))関係〕 (非課税限度額) 21の4-1 法第21条の4第1項の規定により非課税とされる価額は、同項の規定の適用を受ける同項に規定する特別障害者1人について6,000万円を限度とすることに留意する。 (新設)

改 正 後	改 正 前
〔第21条の9（(相続時精算課税の選択)）関係〕 （年の中途において贈与者の推定相続人になった場合） 21の9－4 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において65歳以上の者の推定相続人になったこと（その者の養子になった場合など）から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5（措置法<u>第70条の2の3</u>を含む。）の規定の適用があることに留意する。 〔第21条の15（(相続時精算課税に係る相続税額））関係〕 （相続税の課税価格への加算の対象となる財産） 21の15－1 法第21条の15第1項の規定による相続税の課税価格への加算の対象となる財産は、被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した財産（相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に贈与により取得した財産に限る（当該相続時精算課税選択届出書の提出に係る年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人となった時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を除く。））。）のうち、法第21条の3、第21条の4、<u>措置法第70条の2第1項、第70条の2の2第1項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第38条の2第1項</u>の規定の適用により贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないもの以外の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるすべてのものであり、贈与税が課されているかどうかを問わないことに留意する。 （注） 法第21条の12第1項に規定する相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額に相当する金額及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された措置法第70条の3の2第2項に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額についても法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されることに留意する。 〔第27条（(相続税の申告書)）関係〕	〔第21条の9（(相続時精算課税の選択)）関係〕 （年の中途において贈与者の推定相続人になった場合） 21の9－4 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において65歳以上の者の推定相続人になったこと（その者の養子になった場合など）から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5（措置法<u>第70条の2の2</u>を含む。）の規定の適用があることに留意する。 〔第21条の15（(相続時精算課税に係る相続税額））関係〕 （相続税の課税価格への加算の対象となる財産） 21の15－1 法第21条の15第1項の規定による相続税の課税価格への加算の対象となる財産は、被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した財産（相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に贈与により取得した財産に限る（当該相続時精算課税選択届出書の提出に係る年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人となった時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を除く。））。）のうち、法第21条の3、第21条の4 <u>及び</u>措置法第70条の2第1項の規定の適用により贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないもの以外の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるすべてのものであり、贈与税が課されているかどうかを問わないことに留意する。 （注） 法第21条の12第1項に規定する相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額に相当する金額及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された措置法第70条の3の2第2項に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額についても法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されることに留意する。 〔第27条（(相続税の申告書)）関係〕

改 正 後	改 正 前
(申告期限の直前に認知等があった場合の申告書の提出期限の延長) 27－5 法第32条第1項第2号から第4号まで若しくは法施行令第8条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事由又は27－4の(2)若しくは27－4の(6)に掲げる事由に該当する場合において、当該相続人又は受遺者以外の者に係る相続税の申告書の提出期限が当該事由が生じた日後1月以内に到来するときは、これらの事実、昭和45年6月24日付徴管2－43ほか9課共同「国税通則法基本通達（徴収部関係）の制定について」通達（以下27－6において「通則法基本通達（徴収部関係）」という。）の「第11条関係」の「1（災害その他やむを得ない理由）の(3)」に該当するものとして、当該相続人又は受遺者以外の者に係る相続税の申告書の提出期限は、これらの者の申請に基づき、当該事由が生じたことを知った日から2月の範囲内で延長することができるものとする。 また、相続税の申告書の提出期限前1月以内に法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等の支給額が確定した場合についても、これに準ずる。	(申告期限の直前に認知等があった場合の申告書の提出期限の延長) 27－5 法第32条第2号から第4号まで若しくは法施行令第8条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事由又は27－4の(2)若しくは27－4の(6)に掲げる事由に該当する場合において、当該相続人又は受遺者以外の者に係る相続税の申告書の提出期限が当該事由が生じた日後1月以内に到来するときは、これらの事実、昭和45年6月24日付徴管2－43ほか9課共同「国税通則法基本通達（徴収部関係）の制定について」通達（以下27－6において「通則法基本通達（徴収部関係）」という。）の「第11条関係」の「1（災害その他やむを得ない理由）の(3)」に該当するものとして、当該相続人又は受遺者以外の者に係る相続税の申告書の提出期限は、これらの者の申請に基づき、当該事由が生じたことを知った日から2月の範囲内で延長することができるものとする。 また、相続税の申告書の提出期限前1月以内に法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等の支給額が確定した場合についても、これに準ずる。
〔第30条((期限後申告の特則))関係〕 (法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者) 30－1 相続又は遺贈によって財産を取得した者で、法第27条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1項第1号から第6号までに掲げる事由により新たに納付すべき相続税額があることとなったものについては、法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、次に掲げるような事由により相続税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき相続税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。 (1)～(7) (省略)	〔第30条((期限後申告の特則))関係〕 (法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者) 30－1 相続又は遺贈によって財産を取得した者で、法第27条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1号から第6号までに掲げる事由により新たに納付すべき相続税額があることとなったものについては、法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、次に掲げるような事由により相続税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき相続税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。 (1)～(7) (同左)
(法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができる者) 30－2 贈与によって財産を取得した者で、法第28条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1項第1号から第6号までに掲げる事由により相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなったため新たに納付すべき贈与税額があることとなったものについては、法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、30－1の(1)から(7)までに掲げるような事由により贈与	(法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができる者) 30－2 贈与によって財産を取得した者で、法第28条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1号から第6号までに掲げる事由により相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなったため新たに納付すべき贈与税額があることとなったものについては、法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、30－1の(1)から(7)までに掲げるような事由により贈与税の申告

改 正 後	改 正 前
税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき贈与税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。 〔第 32 条((更正の請求の特則))関係〕 (「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義) 32－ 1 法第32条第1項第2号に規定する「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」とは、民法第886条に規定する胎児の出生、相続人に対する失踪の宣告又はその取消し等により相続人に異動を生じた場合をいうのであるから留意する。 〔第 35 条((更正及び決定の特則))関係〕 (法第35条第3項の適用対象者) 35－ 1 法第32条第1項第1号から第6号までに掲げる事由による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者(当該被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。)については、法第35条第3項の規定の適用があるのであるから留意する。 〔第42条((物納手続))関係〕 (「調査に3月を超える期間を要すると認めるとき」の意義) 42－ 9 法第42条第16項に規定する「調査に3月を超える期間を要すると認めるとき」とは、次のようなものをいうのであるから留意する。 ① 物納財産が多数ある場合 ② 物納財産が遠方に所在し、確認調査等に時間を要すると認められる場合 ③ 財産の性質、形状その他の特徴により管理処分不適格財産に該当するかどうかの審査や収納価額の算定等に相当の期間を要すると認められる場合 ④ <u>法施行令第18条第1号ワ又は同条第2号へに規定する者に該当するかどうかの確認に相当の期間を要すると認められる場合</u>	書の提出期限後において新たに納付すべき贈与税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。 〔第 32 条((更正の請求の特則))関係〕 (「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義) 32－ 1 法第32条第2号に規定する「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」とは、民法第886条に規定する胎児の出生、相続人に対する失踪の宣告又はその取消し等により相続人に異動を生じた場合をいうのであるから留意する。 〔第 35 条((更正及び決定の特則))関係〕 (法第35条第3項の適用対象者) 35－ 1 法第32条第1号から第6号までに掲げる事由による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者(当該被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。)については、法第35条第3項の規定の適用があるのであるから留意する。 〔第42条((物納手続))関係〕 (「調査に3月を超える期間を要すると認めるとき」の意義) 42－ 9 法第42条第16項に規定する「調査に3月を超える期間を要すると認めるとき」とは、次のようなものをいうのであるから留意する。 ① 物納財産が多数ある場合 ② 物納財産が遠方に所在し、確認調査等に時間を要すると認められる場合 ③ 財産の性質、形状その他の特徴により管理処分不適格財産に該当するかどうかの審査や収納価額の算定等に相当の期間を要すると認められる場合